

平成24年12月6日

国土交通省 総合政策局 建設業課 御中

照会者氏名：虎門中央法律事務所
弁護士 有賀 隆之
住所：東京都港区西新橋1丁目7番13号
虎ノ門イーストビルディング

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公表することが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）の公表については、公表に同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法第3条（建設業の許可）

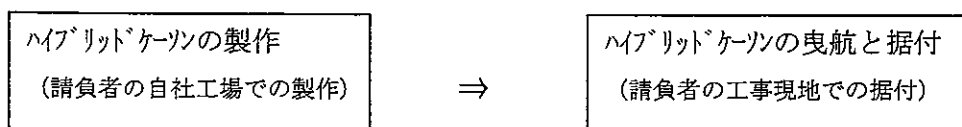
2. 将来自らが行おうとする行為にかかる個別具体的な事実

A社が鋼殻とコンクリートとから成るケーソン（以下「ハイブリッドケーソン」といいます。）の製作又は製作・曳航・据付を業として行う場合において、

- ① ハイブリッドケーソンの製作請負（製作のみで曳航と据付は含まず）が建設業法所定の「建設工事」に該当し、同法の適用対象となるか、
- ② ハイブリッドケーソンの製作・曳航・据付の請負が建設業法所定の「建設工事」に該当し、同法の適用対象となるか

について、照会を行うものである。

なお、本照会においては、ハイブリッドケーソンの工程を、以下として記載している。



3. 当該法令の条項に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

ハイブリッドケーソンの製作及び曳航・据付の請負のうち、

A社がハイブリッドケーソンの自社工場での製作のみを請け負った場合には、「製造請負」であり、建設

業法所定の「建設工事」には該当せず、同法の適用を受けないものではない。

他方、A 社がハイブリッドケツの自社工場での製作に加え、ハイブリッドケツの（自社工場から工事現地までの）進水曳航を経て据付工事を請け負う場合、A 社の請け負った「製作・据付」は、建設業法所定の「建設業」に該当し、同法の適用対象となる。

（２）根拠

- ① ハイブリッドケツの製作請負は、建設工事における設備・機器の製作と同様に、建設業法の適用を受けない、「製造請負」に該当する。
- ② 「建設業許可事務ガイドラインについて」（最終改正 平成 24 年 5 月 1 日国土建第 60 号）の「２．許可業種区分の考え方について」「鋼構造物工事」の記載において、「鋼構造物工事」の鉄骨工事と「とび・土工・コンクリート工事」における鉄骨組立工事の相違に触れ、「鋼構造物工事」の鉄骨工事は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うものとされており、ハイブリッドケツの場合も「鉄骨工事」と同様に、ハイブリッドケツの製作から工事現地の据付までを請け負うならばともかく、ハイブリッドケツの製作のみの請負であれば、建設工事には該当しないと考えることが自然である。
- ③ 建設業法第 2 条所定の「別表第 1」の「建設工事の種類」および「建設工事の例示」において、ハイブリッドケツの製作が該当する工事が無い。

4. 公表の延期

希望しない。

5. 連絡先及び連絡方法

（連絡先）

〒105-0003

東京都港区西新橋1丁目7番13号 虎ノ門イーストビルディング

虎門中央法律事務所

弁護士 有賀隆之

TEL : 03-3591-3795 FAX : 03-3591-3086

E-mail : t.ariga@torachu.com

（連絡方法）

速報を上記有賀隆之宛の電子メールで、書面による正式回答を照会者宛の郵便でお送り下さいますよう宜しくお願いいたします。

以上